

各位

2024年7月12日
放射線取扱主任者
佐波 俊哉

D9 電源室における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則 第22条の3項の適用について

D9 電源室において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期間：2024年7月12日（月）17:00 から 2024年9月27日（金）17:00 まで
2. 場所：D9 電源室1階管理区域全域（図1の黄色で示す区域。発生装置室を除く。）

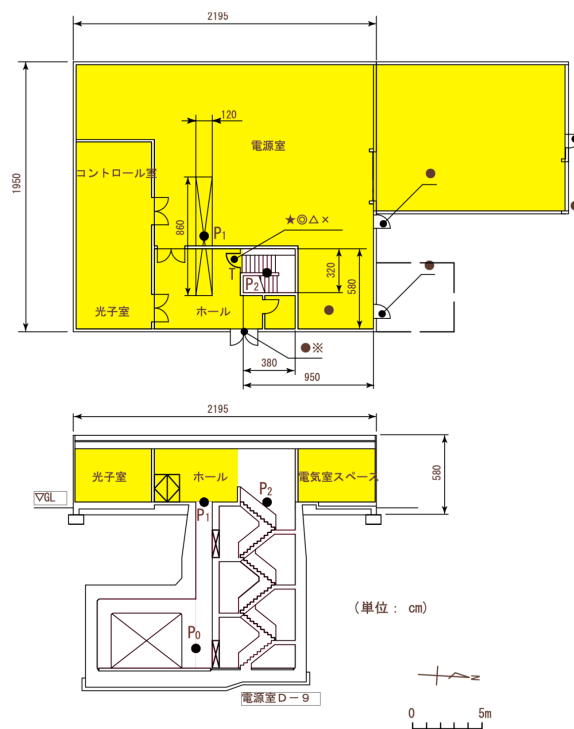


図1 D9 電源室の管理区域（黄色領域）

配布先

機構長

- （管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- （素核研）所長、副所長、事務室
- （加速器）施設長、各主幹、事務室
- （物構研）所長、副所長、事務室
- （QUP）拠点長、副拠点長、事務室
- （共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- （担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員